配慮を希望するみなさまへ

2024.7 版

配慮申請の流れについて

配慮に関する相談から、配慮を受けられるようになるまでは以下の通りとなっています。

POINT 01

お問い合わせ・相談（well@shirayuri.ac.jp　03-3326-0107）

・メールでもお電話でも大丈夫です。面談日の調整をします。

✔欠席・遅刻・早退についての配慮の申請は受けられません

✔対面授業から遠隔授業への変更申請は受けられません

POINT 02

面談（原則対面）

・面談日時にウェルネスセンター事務室（2号館1階）へ来てください。
・面談は原則として2名で対応します。
・知能検査の所見がある場合には持参してください。

POINT 03

配慮申請関係書類と根拠資料の提出（学生⇒ウェルネスセンター事務室）

※診断書には、診断名だけではなく具体的な症状も記載いただくよう医師に依頼してください。
※診断書は、提出日から起算して6ヶ月以内のものにしてください。

・配慮申請書
・時間割一覧

＋

・医師の診断書（コピー）
または
・障害者手帳（コピー）

POINT 04

配慮申請検討会議での審議（ウェルネスセンター事務室⇒検討会議）

・配慮申請内容が配慮申請検討会議で審議されます。
・原則、月2回の開催となります。

POINT 05

各科目担当教員との調整（ウェルネスセンター事務室⇔教員）

・配慮申請検討会議での審議結果をもって教員へ連絡・調整をします。
・各科目担当教員との調整には約1週間かかります。

POINT 06

回答を連絡・通知書の受け取り（ウェルネスセンター事務室⇒学生）

・教員との調整が終了次第、ウェルネスセンターから学生へ結果を連絡します。
・ウェルネスセンターへ結果通知書を取りに来てください。
・各科目担当教員へ挨拶に行ってください。（授業前後の時間などに）

配慮開始

定期面談を実施（ウェルネスセンター事務室⇒学生）

配慮を受けた後の状況を確認するため、面談を実施します。ウェルネスセンターよりご連絡をしますので、日時調整をお願いします。

ウェルネスセンター事務室